

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	八木町 (八木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者の高齢化や減少が進み、担い手に耕作地が集積、集約されてきている。
- ・一方、集落営農は解散をしており、他所の法人への集積を視野に入れている。
- ・資材の高騰や環境の変化(温暖化)による収量の減少などにより経営が悪化している。
- ・離農者が増え、農業への関心が薄れ、農村特有の横のつながりが希薄化しつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻+麦・大豆の土地利用型作物を主要作物としつつ、野菜や花き等の高収益作物の導入や有機農業等の環境に配慮した栽培方法を段階的に取り入れ団地化を形成する。また、地域内外問わず新たな認定農業者や認定新規就農者が利用できる仕組みづくりを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、農業用施設の集約化を進める。